

多様な大都市制度の早期実現を求める 指定都市市長会アピール

大都市制度に関する議論の根幹は、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにも関わらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化の進展への対応など、今日の指定都市が直面する諸課題に十分に対応できる制度とはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割などそれが異なる特性を持っており、大阪や新潟などでは、各地域にふさわしい大都市制度の実現を目指している。大都市が抱える諸課題を解決するためには、道州制も視野に入れた各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

こうした中、第30次地方制度調査会は、大都市制度のあり方について本格的な議論を行い、特別区制度の他地域への適用や特別市(仮称)など新たな大都市制度に関する答申を取りまとめた。

国においては、今回の答申を一つの契機として、特別市(仮称)創設に当たっての課題とされた事項や多様な大都市制度の検討を更に進めるため、次期地方制度調査会においても、大都市制度のあり方を諮問事項とし、指定都市の意見を踏まえた調査審議を継続していくべきである。

指定都市市長会は、昨年成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から提案している「特別自治市」など、多様な大都市制度の早期実現を図ることを、引き続き国や政党に対し強く求めていく。

**平成25年7月24日
指 定 都 市 市 長 会**